

# (5) - ② 学校いじめ防止基本方針

那覇市立与儀小学校

## 1. 本校の基本方針

学校教育目標「夢をもち、自分を高め 学び続ける子」を具現化し、将来に夢を持ち実現するために努力をする児童、自他を大切に互いに尊重し合って生きる心豊かな人間性を持つ児童を育てることをめざしている。

そのために、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には適切に且つ速やかに解決するための「いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2. いじめの定義 『いじめ防止対策推進法』〔平成 25 年 9 月 28 日施行〕より

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物も含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等

が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。



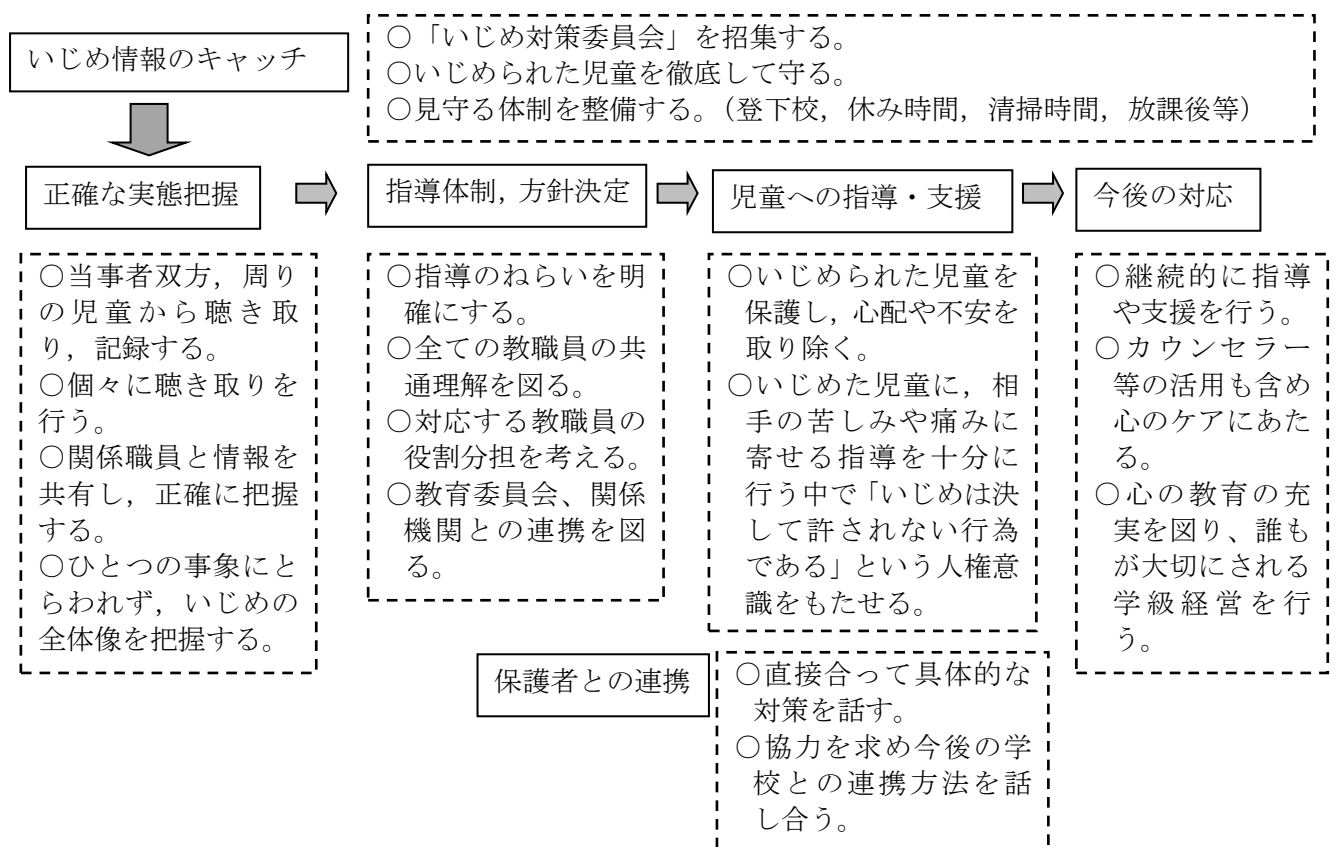
いじめの構造（いじめの4層構造）森田洋司 1986年

- いじめる生徒
- 観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）
- 傍観者（見て見ない振りをする）
- いじめられる生徒

いじめの持続や拡大には、いじめる生徒といじめられる生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っている。

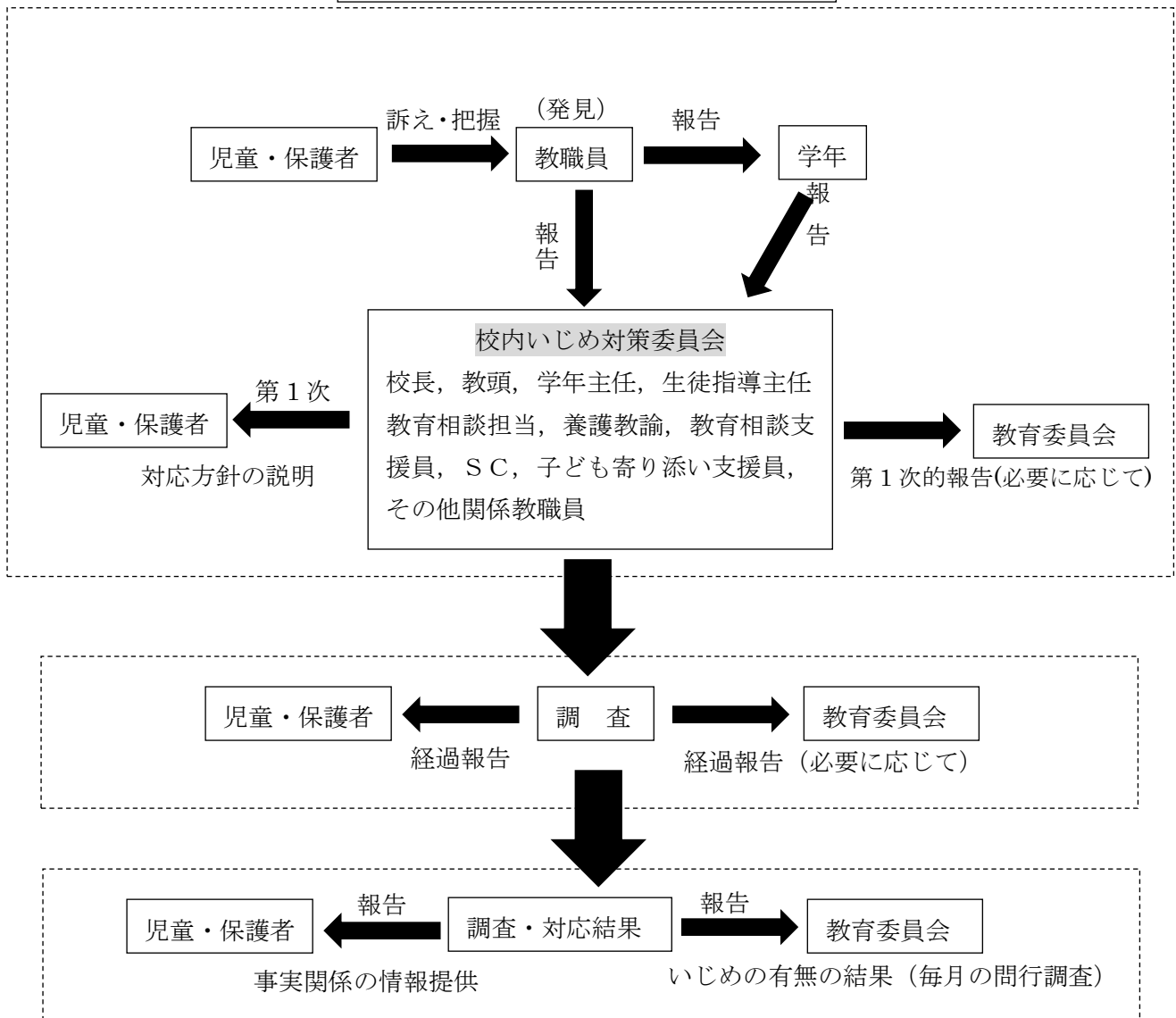
### 3. いじめ防止等の指導体制・組織的な対応

#### (1) 日常的な指導体制



生徒指導の4ポイント⇐ (学校がいじめ防止の観点から、児童生徒に身につけさせたい態度や能力) ⇐	
4つのポイント⇐	児童生徒に身につけさせたい態度や能力⇐
①自己存在感の感受⇐	「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を実感させる。自己肯定感や自己存在感の育成。⇐
②共感的な人間関係の育成⇐	失敗を恐れない、間違いや出来ない事を笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるかを皆で考える支持的学級経営を行う。相互扶助的・共感的な人間関係の育成。⇐
③自己決定の場の提供⇐	授業で意見を述べ、観察・実験・調べ学習をするなど、自ら考え選択し、決定する、発表するなどの体験活動の充実を図る。「主体的・対話的で深い学び」の授業改善による資質・能力の育成。⇐
安全・安心な風土の醸成⇐	他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力等は許されない。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を教員が支援し、生徒自らがつくりあげるようにさせる。⇐

## いじめ発生時の通常対応フロー図



※いじめ対策委員会は生徒指導委員会と同時に、毎月第1火曜日に開催する。

※いじめ対策委員会での内容や事案については職員会議において報告し、周知徹底させる。

## (2) 未然防止・早期発見

### ・未然防止・早期発見のための手だて

**日々の観察** ～児童がいるところには、教職員がいる～

休み時間や放課後の雑談等の機会に、児童たちの様子に目を配る。

**観察の視点** ～集団を見る視点が必要～

学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

**日記やアンケートの活用** ～やりとりから生まれる信頼関係～

アンケートの活用を図る。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し迅速に対応する。また、必要に応じて気になる児童には日記を書かせたりすることで、担任と児童、保護者との日頃からの連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

(3) ネット上でのいじめへの対応

- ・学校の校則遵守の徹底を図る。
- ・ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- ・保護者と連携・協力し、陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

<指導のポイント>

※誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為でないこと。

※匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。

※書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

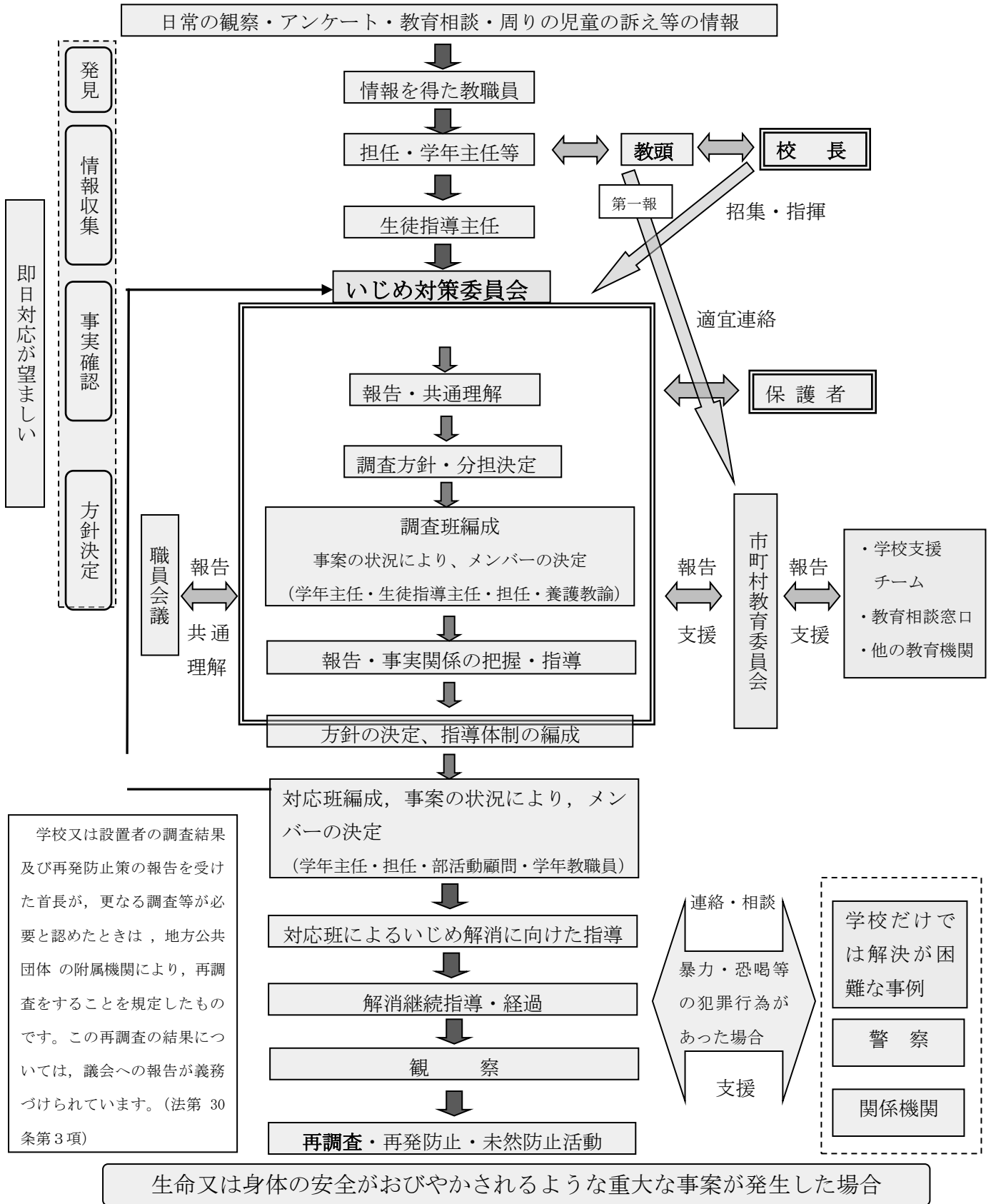
(4) 指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議	いじめ対策委員会会議 ・指導方針 ・指導計画等		事案発生、緊急対応会議の開催			
防止対策		学級・学年づくり・人間関係づくり いじめ防止啓発月間（市教委） 人権教室	いじめ特設授業 生徒指導委員会	【職員研修会】 非行防止教室		自殺予防週間（文科省） いじめ防止強化月間（市教委）
早期発見	スマイルアンケート①	スマイルアンケート	教育相談事前アンケート スマイルアンケート 教育相談期間	スマイルアンケート	スマイルアンケート	スマイルアンケート

①：アンケートは月最後の月曜読書タイムを行うことを基本とする。

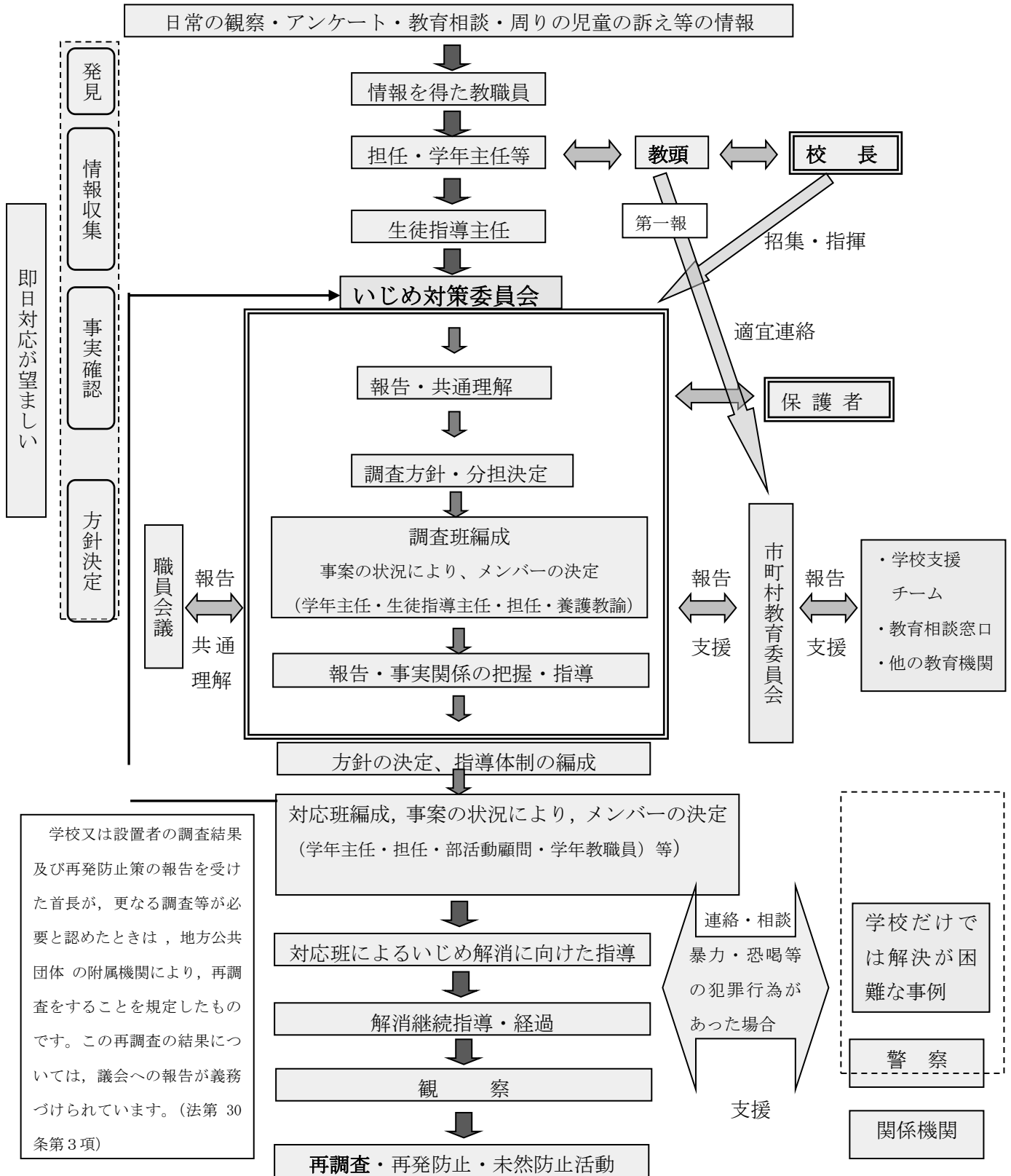
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議			事案発生、緊急対応会議の開催	いじめ対策委員会会議 ・指導計画の評価・見直し ・来年度の課題検討（部会）	・学級編成検討 ・引継ぎ事項の整理 ・アンケート保管 ・いじめに関する報告（年間） ・各種記録の整理・保管または破棄	
防止対策	学級・学年づくり	人間関係づくり	エイズデー 人権に関する授業（全学級） 生徒指導委員会			
早期発見	スマイルアンケート	スマイルアンケート	教育相談事前アンケート スマイルアンケート 教育相談期間	スマイルアンケート	スマイルアンケート	スマイルアンケート

#### 4. 重大事態への対応フロー図 1号 (生命, 心身又は財産に重大な被害)



- 速やかに監督官庁，警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり，学校全体で組織的に対応し，迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては，学年及び学校すべての保護者に説明する必要の是非を判断し，必要があれば当事者の同意を得た上で，説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては，マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし，誠実な対応に努める。

#### 4. 重大事態への対応フロー図 2号（いじめが原因の不登校）



年間30日以上の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態が発生した場合

- 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校すべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

○事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

## 5. 学校総がかりでいじめに対峙していく

### ① 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校いじめ対策組織で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。このため、学校においては、学校いじめ対策組織の構成・人員配置を工夫することが必要である（例えば、日常的に最も身近に児童生徒と過ごしている学級担任を、各学年ごとに複数名参加させるなど）。いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効のないいじめの問題の解決に資することが期待される。加えて、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

### ② 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。

### ③ 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

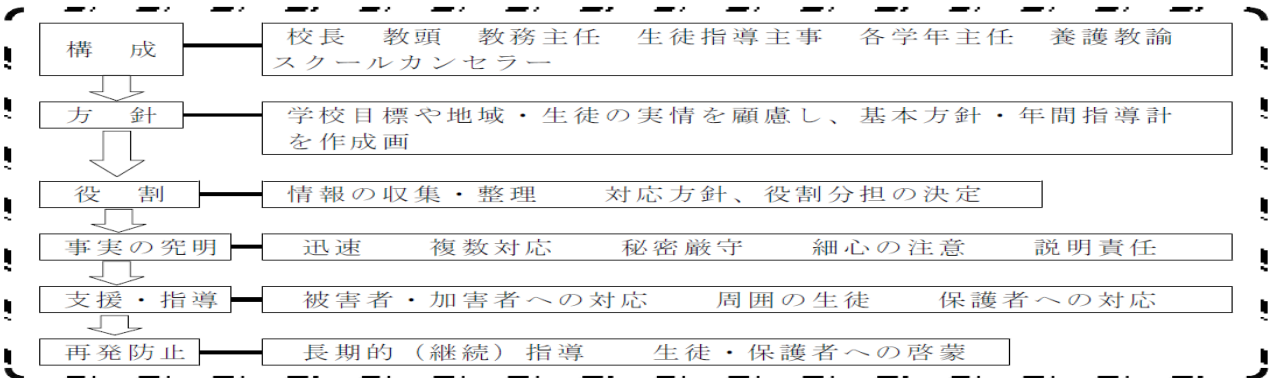
### ④ 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

### ⑤ 地域や家庭との連携について

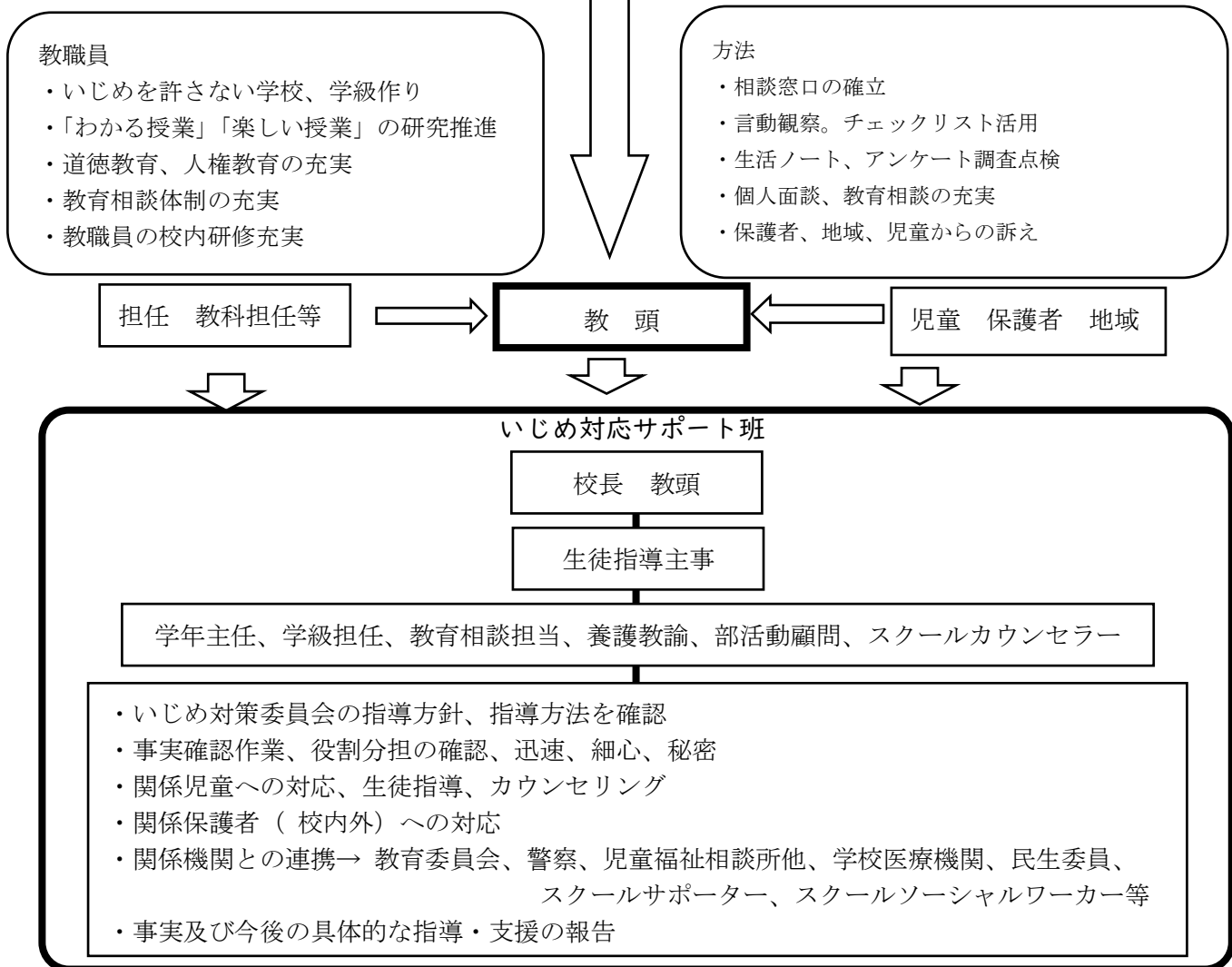
学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

# いじめ対策委員会 組織図



## いじめを出さない

## いじめ早期発見



## いじめ解消の定義（文部科学省方針）

**行為の停止：**いじめの直接的・間接的な行為が止んでおり、少なくとも3か月以上それが続いていること。

**苦痛の解消：**被害者（およびその保護者）が心身の苦痛を感じていないと面談等で確認できること。

この定義は、文部科学省の「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめられた側が安心できる生活を取り戻した状態を基準としている。

## 6. その他

### いじめ早期発見のためのチェックリスト【教師用】

#### ※児童を観るポイント

- 1 遅刻・欠席・早退などが増えた。
- 2 朝の健康観察の返事に元気がない。
- 3 教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
- 4 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
- 5 授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
- 6 グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする。
- 7 休み時間に一人で過ごすことが増えた。
- 8 遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
- 9 遊び仲間が変わった。
- 10 給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
- 11 重い物や汚れたものを持たされることが多い。
- 12 清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
- 13 責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
- 14 帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとししない。
- 15 練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
- 16 急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいと言い出す。
- 17 グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。
- 18 本意でない係や委員にむりやり選出される。
- 19 衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
- 20 持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
- 21 持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

## いじめ対応チェックシート（学校用）

### 〈趣旨〉

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校 の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものです。

「いじめ」の定義を踏まえて、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

### 〈チェックポイント〉

A→できている B→概ねできている C→あまりできていない D→まったくできていない

□「指導体制」におけるチェック項目	A	B	C	D
(1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。				
(2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。				
(3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立されているか。				
(4) 「学校いじめ防止基本方針」を学校全体で共有し、見直す機会を設けているか。				
□「教育指導」におけるチェック項目	A	B	C	D
(5) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。				
(6) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。				
(7) 道徳、学級（ホームルーム）活動、総合的な学習の時間等にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。				
(8) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。				
(9) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。				
(10) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。				
(11) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。				
(12) いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。				
(13) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。				

□「早期発見・早期対応」におけるチェック項目	A	B	C	D
(14) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師の児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。				
(15) 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。				
(16) いじめの把握に当たっては、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど学校内の専門家との連携に努めているか。				
(17) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。				
(18) いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。				
(19) いじめを発見した際に、必ず「いじめ不登校 対策委員会」に報告し、組織的に対応しているか。				
(20) いじめが発生した場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに、いじめの問題解決のため、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等に地域の関係機関と連携協力を行っているか。				
(21) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。				
(22) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。				
(23) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。				
(24) 児童生徒等の個人情報 の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。				
□「家庭・地域社会との連携」におけるチェック項目	A	B	C	D
(25) 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。				
(26) 家庭 や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学級通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。				
(27) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。				
(28) P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。				

## 家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 学校へ行きたがらない。
- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかつたり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、眠れなかつたりする日が続く。
- 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり、八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聴いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にていねいな口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

沖縄県いじめ対応マニュアル「いじめの早期発見・早期対応」より

☆☆お子様に気になる様子が見られましたら、学校へ相談ください。☆☆

## 自立支援「学校外の施設と連携した支援体制」

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援を行う必要があります。学校や教育委員会がすべての手立てを講じる上で必要に応じ、学校外の施設である適応指導教室（教育支援センター）やフリースクール等の民間施設との連携等、多様な教育機会を確保する必要があります。

### (1) 適応指導教室（教育支援センター）

適応指導教室とは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。）を行うことにより、その社会的自立を目指します。「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日 文部科学省）参照

那覇市教育委員会教育相談課「あけもどろ学級」 098-832-7868

### (2) フリースクール等の民間施設

国の「民間施設についてのガイドライン（試案）」では、不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること、児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていることなどの条件が示されています。

不登校児童生徒が、適応指導教室や民間施設等で指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要です。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きく重要な取組となります。「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日 文部科学省）参照

## いじめ・不登校等に関する相談窓口

国・文部科学省・法務省

相談機関	電話番号	受付時間
24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310	24時間
子どもの人権110番 那覇地方法務局	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
なは法務少年支援センター 波之上こころの相談所	098-868-4650	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00

沖縄県

相談機関	電話番号	受付時間
県立総合教育センター教育相談室	098-933-7573	月・水 13:30～16:30
県立総合教育センター特別支援教育班	098-933-7526	火・木 9:30～11:30 13:30～16:30 金 9:30～11:30
子ども若者みらい相談プラザ sorae	098-943-5335	火～土 10:00～18:00

相談機関	電話番号	受付時間
親子電話相談室	098-869-8753	月～土 9:00～22:00
中央児童相談所	098-886-2900	月～金 8:30～17:15
中央児童相談所宮古分室	0980-75-6505	月～金 8:30～17:15
中央児童相談所八重山分室	0980-88-7801	月～金 8:30～17:15
沖縄子ども虐待ホットライン	098-886-2900	月～金 17:15～翌日 8:30 土・日・祝祭日は 24 時間受付
コザ児童相談所	098-937-0859	月～金 8:30～17:00
こころの電話相談 (県立総合精神保健福祉センター)	098-888-1450	月・水・木・金 9:00～11:30 13:00～16:30
沖縄県ひきこもり専門支援センター (県立総合精神保健福祉センター)	098-888-1455	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00
沖縄県発達障がい者支援センター がじゅま～る	098-982-2113	月～金 9:00～17:00

沖縄県警本部

相談機関	電話番号	受付時間
県警少年サポートセンター	0120-276-556	月～金 9:30～18:15
警察安全相談	#9110 098-863-9110	24時間受付、専門職員対応は 月～金 9:30～18:00

その他

相談機関	電話番号	受付時間
沖縄いのちの電話（自殺予防） 自殺予防いのちの電話	098-888-4343 0120-783-556	毎日 10:00～23:00 毎月 10 日は 8:00 から 24 時間
サポートステーションなご	0980-54-8600	月～金 10:00～17:00 第3土曜日は 10:00～15:00
サポートステーション沖縄	098-989-4224	月～金 10:00～17:00
サポートステーション琉球	098-917-2086	月～金 10:00～17:00